

パブリックコメント制度によるご意見の募集について

1 パブリックコメント制度とは

広域連合が重要な政策等となる計画等を策定するに当たり、その案をあらかじめ公表し、皆さまからご意見等をいただき、そのご意見等を考慮して意思決定を行う制度です。また、お寄せいただいたご意見等は、そのご意見等に対する広域連合の考え方も併せて公表します。

2 ご意見の募集について

(1) 現在ご意見等を募集している案件名

「保健医療事業計画(仮称)」

※ 今回お寄せいただいたご意見等を考慮した上で、「保健医療事業計画(仮称)」を決定します。

(2) 募集の趣旨

平成 18 年 6 月、健康保険法等の一部を改正する法律により老人保健法が「高齢者の医療を確保する法律」に改正され、75 歳以上の後期高齢者と、65 歳以上 75 歳未満の前期高齢者で一定の障害のある方を対象に平成 20 年 4 月から新たに後期高齢者医療制度が創設されることになりました。

また、新たに創設される後期高齢者医療制度の運営主体となる「東京都後期高齢者医療広域連合」が、平成 19 年 3 月 1 日に東京都知事の許可により発足しました。

保健医療事業計画(仮称)は、「東京都後期高齢者医療広域連合広域計画」とは異なり法律で策定が義務付けられているものではありませんが、平成 20 年 4 月から始まる後期高齢者医療に関し、運営主体である東京都後期高齢者医療広域連合の今後の 5 年間の様々な取り組みの方向性などを示すもので、広域計画に基づく個別計画として策定するものです。

(3) 募集の期間

平成20年3月3日(月)～平成20年3月17日(月)※必着 【15日間】

(4) 提出方法

ご意見等は、表題を「保健医療事業計画(仮称)に対する意見」と記入し、住所及び氏名〔在勤・在学の方は勤務先又は学校名、団体の場合は団体名・代表者名〕を記載の上、以下ア～エのいずれかの方法によりご提出ください。

※ 都内在住、在勤、在学以外の方でも、この「保健医療事業計画(仮称)」に対して利害関係があると認められる方は、ご意見を提出することができます。その場合には、利害関係を有する理由も併せて記載してください。

ア 窓口

広域連合(下記郵送先)に直接ご持参いただくか、又はお住まいの区市町村の後期高齢者医療制度担当窓口にご持参ください。

受付時間

広域連合は、月～金曜日の 8:30～17:15 です。

お住まいの区市町村窓口は、直接お住まいの区市町村にお問合せください。

イ 郵送

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 16 階
東京都後期高齢者医療広域連合 保険部 管理課 管理係

ウ FAX

03-3222-4500

エ 電子メール

kanrika@tokyo-kouiki.jp

- ※ 口頭や電話によるご意見はお受けできませんので、ご了承ください。
- ※ 住所について、東京都内にお住まいの方は、お住まいのご住所をご記入してください。都外にお住まいで都内に在住(在勤)の方は、勤務(通学)先の名称及び住所をご記入してください。
- ※ ご意見を募集するに当たり提出された住所及び氏名は、公表いたしません。

(5) 問合せ先

東京都後期高齢者医療広域連合 保険部 管理課 管理係

電話 03-3222-4505

FAX 03-3222-4500

電子メール kanrika@tokyo-kouiki.jp